四、山梨県貨物運送業争議
所在地、山梨県東山梨郡日下部村、西山梨郡甲運村、
　　里垣村
労働者数、　四十一名
参加者　　全部
争議経過、
賃金一人一円五銭ヲ九十五銭ニ値上セムト協議ハ一決シ即日同盟
シテ交渉セシモ事業主側ニ協議ノ結果事業不振ノ為メ九十銭
トストモ回答不備トシテ三月三十日一斉同盟罷業ヲ為シタリ
事業主側ハ財政不振ヲ理由トシ応ジ難シトシテ一蹴シタルモ其後仲裁者
主張ノ半ヲ容レ九十銭ニテ労働者ハ諒解シテ三月廿六日復
業シ四名ハ就業セズ其後自然解散ノ状況ヲ呈セリ

註

四　株式会社広島鉄工所
所在地、広島市大手町
労働者、一三一名
参加者、五一名（解雇）
争議経過、
元同工場使用職工全員ハ昭和二年十月廿日家事ノ都合ニヨリ
一時帰郷スルニ当リ今年十二月中ニ復帰スル旨使用者ニ依頼
シタルガ其後何等音信ヲ絶チ居タリシテ本年三月突然帰
郷シ再度就職方ヲ懇請シタルモ拒絶セラレタルニ三月廿一日広島一般労
働者組合ニ対シ応援ヲ求メ二十六日会社ニ対シ解雇人同名ニテ左記
要求書ヲ提出シ廿七日ヨリ同盟罷業ニ入リタリ
一、工場作業中ノ傷害扶助料ヲ支給スルコト
二、臨時雇ヲ本雇ニセヨ、

広島一般労働者組合